

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市小手指台五―四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市山口字梨子ノ木戸七百八十八番地の二、同三十三、

三十四、三十五

（変更後）ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市小手指台五―四

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）大和リース株式会社 代表取締役社長 森田俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

（変更後）大和リース株式会社 代表取締役社長 北哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ノジマ 代表取締役社長 野島広司

神奈川県相模原市横山一―一―一

（変更後）株式会社ノジマ 代表取締役社長 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和三年四月一日 外

ニ 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課